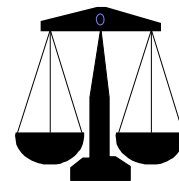




山田義仁税理士事務所通信 2006年10月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

会社の事業承継でお悩みはないですか？

中小企業庁では、今回新たに、「事業承継ガイドライン 20問 20答」というパンフレットが発表されました。

今までも、「新会社法 33問 33答」「中小企業税制 48問 48答」「中小企業の会計 31問 31答」などがありましたが、どれもとてもわかりやすくできていました。今回のパンフレットでは、事業承継に関わる重要な考え方を、わかりやすく、手順を示して解説してあります。

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei20/index.htm>

事業承継で大事なことは、社長(会長)の気持ちと、引き継ぐ側の気持ちが一致しているかどうかではないかなと思います。会社の事業承継をする場合の相手先は3つあります。

1. 家族・親族
2. 従業員
3. まったくの第三者(M&A)

これらのうち、1と2は、社長(会長)の気持ちと、計画性がなければうまくいきません。

例えば、2人の子供に仕事を継がせたいという場合には、会社に入社させる際に、単純に後継者教育をするだけではなく、例えば製造部門と販売部門とに分けたり、事業内容によって担当を分けたりというように、お互いがお互いに助け合い、事業承継後に問題が生じないようにするという必要になります。

3の場合には、できるだけ値段を高く、しかも、その後の会社の関係者が安心できるような購入先を探す必要があります。

また、引き継ぐ側との意見調整、引き継ぐためのタイムスケジュールなど、両者の年齢や会社の状況に合わせて考えなければ、スムーズな事業承継ができない可能性があります。

まずは、相談相手として、また、株や事業用資産の引き継ぎ対策、相続税対策のためにも山田事務所をご利用下さい。

小規模企業共済制度はご存知ですか？

「小規模企業共済制度」とは、「経営者の退職金制度」です。

個人事業主や会社役員が、事業を廃止した場合や役員を退職した場合に、現金を受け取るための共済制度です。

1. いくらから制度にはいれるの？

毎月の掛金は、1,000円から70,000円までとなっていて、500円単位で選択することができます。毎月の引き落とし以外に、年払い、半年払いを選択することもできます。

2. 所得税の取り扱いは？

(ア) 掛金を払ったとき

その年に支払った掛金の全額が、所得控除になります。

(イ) 共済金を受け取る時

一括受取の共済金の場合

退職金と同様に取り扱われます。

分割受取の共済金の場合

公的年金等の雑所得として取り扱われます。

小規模企業共済制度の加入については、山田事務所でも取り扱っていますので、不明点がありましたら、ご質問下さい。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>



今月のポイント

生命保険会社や損害保険会社から、年末調整や確定申告で使用する控除証明書が届き始めます。

11月12月の訪問時にお預かりしますので、保管よろしくお願いします。

10月の税務

- ・ 8月決算法人の確定申告
- ・ 2月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 5月11月決算法人の消費税中間申告
- ・ 個人事業税・県市民税の納付

11月の税務

- ・ 9月決算法人の確定申告
- ・ 3月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 6月12月決算法人の消費税中間申告
- ・ 所得税の予定納税額の納付（11/30）
- ・ 個人事業税の納付
- ・ 税を考える週間（11/11-17）

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）